

# 山の辺の道周辺地域づくり協働協定書

山の辺の道周辺地域のブランド力を向上させ、地域の活性化を図るため、奈良県農林部(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、下記のとおり協働協定を締結する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 奈良市登大路町30  
奈良県農林部長

乙 住所  
(団体等名)  
(役職名)  
氏名

## (目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が互いに協働し、山の辺の道周辺の美しい田園風景や農作物などの豊かな農村資源を活かし、都市と農村の交流、地域特産品の振興などにより山の辺の道周辺地域のブランド力を向上させ、地域の活性化を図ることを目的とする。

## (協働の取組み)

第2条 甲及び乙は、本協定の趣旨を踏まえて、協働して次の取組みを行う。

- (1) 「(仮称)山の辺の道周辺農村づくりネットワーク」の設立の推進
- (2) 山の辺の道周辺の農村資源を活かした地域ブランド力の向上に関する検討
- (3) その他、本趣旨に沿った取組み

## (乙の責務)

第3条 乙は、本協定の趣旨を踏まえて、次の取組みを責任を持って行う。

- (1) 「(仮称)山の辺の道周辺農村づくりネットワーク」の連携強化に関する取組み
- (2) 山の辺の道周辺を訪問されるお客様への「おもてなし」の向上に関する取組み
- (3) 地域農産物や加工品等のブランド化および品質確保の徹底に関する取組み
- (4) 都市と農村の交流イベントへの参画、協力に関する取組み
- (5) 甲への情報提供
- (6) その他、本趣旨に沿った取組み

(甲の支援)

第4条 甲は、本協定の趣旨を踏まえて、乙及び「(仮称)山の辺の道周辺農村づくりネットワーク」に対し、次の支援を行う。

- (1) 広報に関する支援(ホームページなど)
- (2) 地域農産物や加工品等のブランド化への支援  
(ネーミング・ロゴマーク、店舗棚やサイン、案内標識など)
- (3) 農産物の生産に関する支援(作付け指導など)
- (4) 情報提供(先進事例、市場調査の結果など)
- (5) その他必要な支援

(期間)

第5条 本協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

- 2 乙に協定継続に支障が生じた場合は、すみやかに甲に申し出ることとする。

(見直し)

第6条 協定の内容は、必要に応じて見直しを行うこととする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項で定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙での協議の上定めることとする。